

くを占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水源のかん養や土砂流出の防備、また、市民の森林レクリエーションの場として利用されるなどの公益的な役割を果たしています。

このうち、特定の目的を達成するために森林の施業や土地の形質変更の行為等を法により制限した森林が保安林です。保安林は、県において計画的に指定されています。

◆森林の面積 単位：ha

地域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
48,789	2,851	15,850	18,701	38.3%

資料：「遠賀川地域森林計画書（平成24.4.1）」
民有林面積は、地域森林計画対象森林。国有林面積は、林野庁所管面積。

◆保安林の種類別面積 単位：ha

区 分	面 積
水源涵養のための保安林	2,633
災害防備のための保安林	1,168
保健、風致の保存等のための保安林	1,538
合 計（重複指定を含む）	5,339
実面積	3,829

資料：「遠賀川地域森林計画書（平成24.4.1）」

イ.これまでの取組と成果

本市の森林を健全に育成するため、森林の保育や、林道などの整備を行っています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「荒廃森林の間伐等」「私有林の森林管理経費に対する助成」などがあります。

ウ.課題と今後の取組

本市の林業は、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化等から経営意欲の減退や生産活動の長期停滞が生じており、間伐等の保育作業の遅れによる森林の荒廃が目立ち始めています。森林が持つ多様な公益的機能を発揮するためには適切な施業を実施することが不可欠であり、重要な課題となっています。

今後は林道・作業道等生産基盤の整備はもとより効率的な森林施業の実施に向けて、施業の共同化・機械化などに取り組むとともに、継続的な森林施業を支える林業事業者や林業機械のオペレーターなどの人材の育成に取り組む必要があります。

(2) 農地

ア.背景

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的機能を持っており、優良農地を保全して

いくことが必要です。

イ.これまでの取組と成果

都市計画等の土地利用との調整を図りながら農業振興を進めていく農業振興地域制度を実施し、農業上の利用を確保すべき土地として1,447haの農用地区域を指定し、優良農地の確保に努めています。

ウ.課題と今後の取組

遊休農地の増加等により農地の多面的機能等が失われつつある地域もあり、意欲ある農家への農地集約、集落ぐるみでの農地保全や市民が農業とふれあう場としての活用などを進めます。

12. 自然とのふれあい講座の開催

(1) 背景

北九州市環境基本条例には、「豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること」が定められています。この北九州市環境基本条例及び北九州市生物多様性戦略（平成22年11月北九州市自然環境保全基本計画を改訂）に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアー（自然環境講座）を開催しています。

(2) これまでの取組と成果

エコツアー（自然環境講座）は、平成14年度から開催しており、平成26年度は、環境局が主催するものとして、カプトガニ産卵観察会を、市民団体と協働して実施しました。また、NPOが主体のエコツアーも開催されており、自然とのふれあいの機会が増えています。

■カプトガニの産卵観察【環境局主催】

開催日：平成26年7月27日（日）
場 所：曾根干潟（小倉南区）
参加者：35人
共 催：日本カプトガニを守る会福岡支部



カプトガニの幼生を観察する参加者

(3) 課題と今後の取組

今後も本市に生息する希少な野生生物に関する情報を収集するとともに、市民が本市の自然の豊かさを再発見できるように講座を実施していきます。

第2節 安心して暮らせる快適なまちづくり

産業公害は、関連法令や公害防止施設の整備等により大幅に改善されてきましたが、自動車や新幹線による騒音、地下水汚染など一部の地域で課題を残しています。一方で、光化学オキシダントや黄砂、微小粒子状物質（PM2.5）の問題など、地域の努力だけでは解決できない広域的な問題も発生しています。今後とも工場等に対し、より密度の高い監視、指導等の実施を継続し、きめ細かな対応を着実に進めること、幅広い事業者に対して社会的責任（CSR）への取組を促していくこと、さらには、海外を含めた広域的な問題に対して、関係機関との連携を図りつつ、解決していくことが求められています。

1. 北九州市公害防止条例

(1) 背景

条例の制定は、公害防止に関する市民の要望に応え、法を補完し、きめ細かな公害行政を推進するものであり、公害防止に対する市の積極的な姿勢を示すものです。

本市においては、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定しました。

これにより、法律の規制対象外となっている公害発生施設に対しても、公害防止上必要な措置がとられることとなりました。

(2) 公害防止協定

本市では、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、公害防止条例に基づいて工場と公害防止協定を締結しています。協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭及び工場緑化等に関する総合的な環境保全対策や、排出濃度等の具体的な数値を取り決めており、実効性の高いものです。

協定締結の第1号は昭和42年9月の戸畑共同火力株式会社です。これまでの締結件数は210件（うち失効122件）になり、現在の締結件数は88件です。

◆公害防止協定締結状況

年 度	締結件数	解除等失効件数
昭和42～昭和46	74	1
昭和47～昭和51	86	58
昭和52～昭和56	6	3
昭和57～昭和61	7	4
昭和62～平成3	6	9
平成4～平成8	8	6
平成9～平成13	7	13
平成14～平成18	2	2
平成19～平成23	10	22
平成24	1	1
平成25	1	3
平成26	2	0
計	210	122

2. 公害防止計画

(1) 背景

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、関係都道府県知事が策定するものです。

その目的は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、実施すべき公害の防止に関する施策を定めるものです。国及び地方公共団体は、計画の達成に必要な措置を講じることとされています。

(2) これまでの取組

本市では、昭和47年度に昭和56年度を目標年次にした「北九州地域公害防止計画」が福岡県知事により策定されました。また、昭和52年度には、汚染物質についての目標変更などに伴い、計画の全面的な見直しが行われました。その後、未だ解決を要する問題が残されていたため、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和57年度・62年度・平成4年度・9年度・14年度・19年度に、それぞれ5年間の延長計画が策定されました（平成19年度は4年間の延長計画）。

計画に基づく様々な取組により、地域の環境質は大きく改善されました。しかし、周防灘等の水質汚濁など改善すべき課題も残っており、今後とも公害防止に係る施策を総合的・計画的に推進する必要があることから、平成23年度に平成32年度を目標とする第8期公害防止計画が策定されました。

(3) 今後の取組

引き続き、本市の公害防止対策の推進に取り組んでいきます。

3. 大気環境の保全

(1) 大気環境の現況

ア. 概況

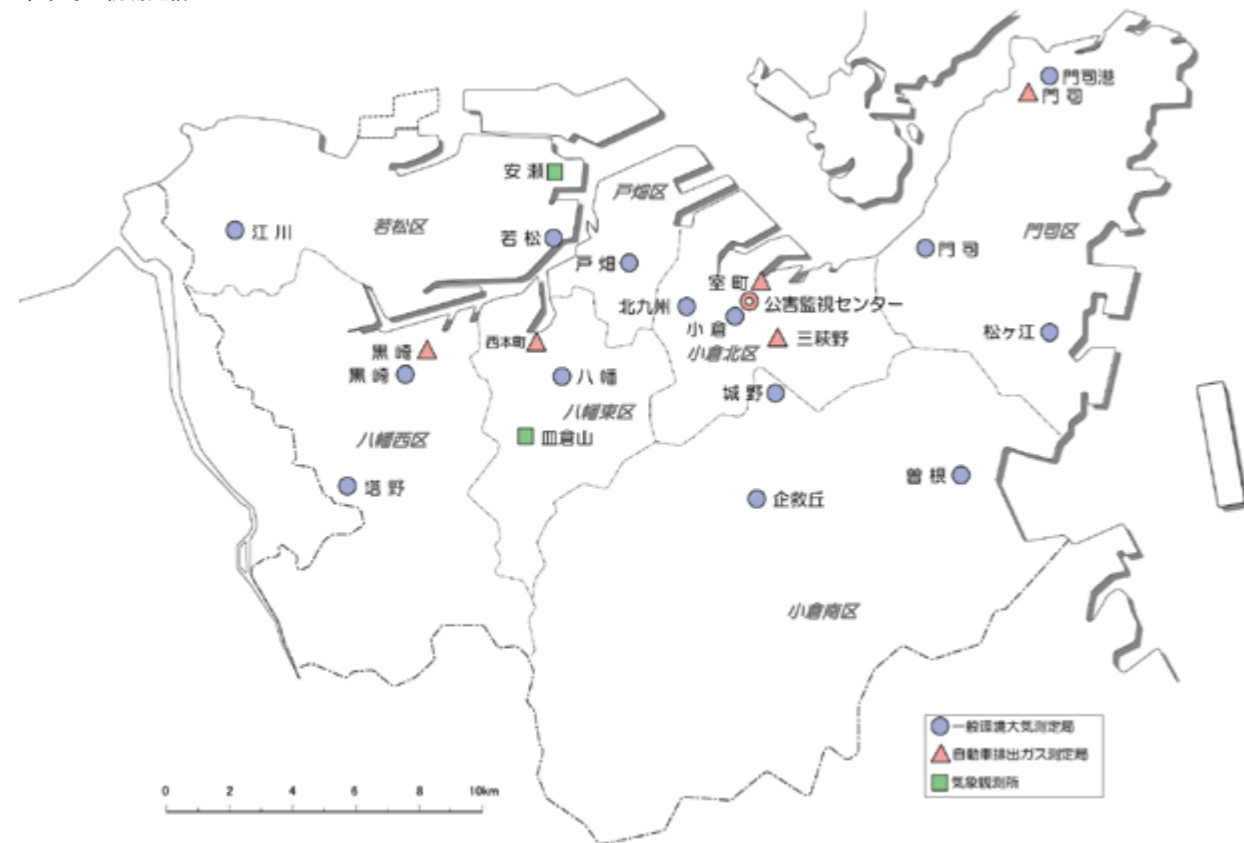
大気汚染に関しては、環境基本法第16条等の規定に基づき、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの11項目について環境基準が定められています。

本市は、大気汚染の状況を把握するため、これらの物質を14箇所の一般環境大気測定局及び5箇所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。

環境基準が設定されている11項目のうち、平成26年度は、多くの項目が環境基準に適合していましたが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質が全測定局で環境基準に不適合でした。

近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質については、西日本の広い地域で濃度が上昇することがあります。濃度の上昇は、都市汚染の影響の少ない九州西端の離島でも観測されていることや、国立環境研究所のシミュレーション結果などから、大陸からの越境大気汚染の影響もあったもの

◆常時監視測定網



と考えられます。広域的な汚染は一自治体では十分な対応ができないため、従来から行っている工場・事業場のばい煙等の規制監視に加え、国への要望並びに福岡県や国立環境研究所と連携した調査などを実施しています。

イ. 監視体制の整備

本市における大気汚染の常時監視体制は、市全域に配置された測定局と公害監視センターをテレメーターで結ぶシステムを採用しています。

「一般環境大気測定局」は、環境省が示した『測定値の地域代表性』を考慮した一般環境大気測定局の配置について(昭和61年3月3日 環大規第34号)に基づき、平成2年7月から現在の14局体制となっています。また、「自動車排出ガス測定局」を5箇所、「気象観測所」を2箇所設置しています。

この他、大気汚染の常時監視を補完するためのデポジットゲージ法による降下ばいじん量の調査、自動車排出ガスに係る大気汚染の状況等を把握するための移動測定車による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質濃度の調査、近年問題となっている優先取組物質の調査等も実施しています。

ウ. 測定結果

平成26年度の測定結果は次のとおりです。

なお、環境基準の適合状況は光化学オキシダントを除き、長期的評価によるものです。

(ア)二酸化いおう

全ての一般環境大気測定局(14局)で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していましたが、各測定局における年平均値の全市平均値は0.002ppmで、過去10年間は横ばい状態です。

(イ)二酸化窒素

全ての一般環境大気測定局(14局)及び自動車排出ガス測定局(5局)で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していましたが、一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は0.015ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は0.026ppmで、各々過去10年間は横ばい状態です。

(ウ)一酸化炭素

一般環境大気測定局の北九州局及び全ての自動車排出ガス測定局(5局)で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していましたが、北九州観測局における年平均値は0.3ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は、0.4ppmで、各々過去10年間は横ばい状態です。

(エ)浮遊粒子状物質

全ての一般環境大気測定局(14局)及び自動車排出ガス測定局(5局)で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していましたが、一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は0.026mg/m³、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は0.026mg/m³で、各々過去10年間は横ばい状態です。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移(二酸化いおう等6物質)

区分	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)
一般環境 大気 測定局	二酸化いおう	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	二酸化窒素	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	一酸化炭素	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100
	浮遊粒子状物質	3 / 14	21	0 / 14	0	13 / 14	93	13 / 13	100	14 / 14	100
	光化学オキシダント	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0
自動車 排出ガス 測定局	微小粒子状物質	—	—	0 / 1	0	0 / 2	0	0 / 6	0	0 / 10	0
	二酸化窒素	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	4 / 5	80	5 / 5	100
	一酸化炭素	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
	浮遊粒子状物質	0 / 5	0	0 / 5	0	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
	微小粒子状物質	—	—	—	—	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0

(注) * 適合状況は長期的評価によるものである。(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。
* 微小粒子状物質は、平成23年度から測定開始。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移(ベンゼン等4物質)

項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)
ベンゼン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
トリクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
テトラクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
ジクロロメタン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100

(注) 測定局は一般環境大気測定局3局(北九州観測局、企救丘観測局、若松観測局)及び自動車排出ガス測定局1局(西本町測定所)の計4局。



(カ)光化学オキシダント

全ての一般環境大気測定局(14局)で測定を行いました。光化学オキシダントについては年度を通じた長期的な評価ではなく、1時間値での評価を行います。評価時間帯(5時～20時)での環境基準適合状況は、全測定局とも不適合でした。また、評価時間帯に各測定局において環境基準に適合した時間数の割合は、86.9%～95.8%の範囲でした。

各測定局における評価時間帯の年平均値の全市平均値は0.033ppmで、過去10年間は横ばい状態です。

(キ)微小粒子状物質

平成23年度から新たに測定を開始した項目で、平成26年度は、一般環境大気測定局(10局)と自動車排出ガス測定局(1局)で測定を行いました。各測定局の年平均値は、15.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～22.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、環境基準の適合状況は全測定局とも不適合となりました。

また、北九州局で微小粒子状物質の成分分析を、季節ごとに1回ずつ行いました。

(ク)ダイオキシン類

詳細はP107「7.化学物質対策」を参照。

(ケ)ベンゼン等4物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町局の4箇所、毎月1回の測定を行いました。

全ての測定局で環境基準に適合していました。

(コ)降下ばいじん

市内11箇所でのデポジットゲージ法による測定を行い、全市平均値は4.2t/km²/月で、月別・箇所別の測定範囲は0.9～11.0t/km²/月でした。全市平均値の経年変化は昭和40年代(20.2t/km²/月、昭和43年度全市平均)と比較すると、近年は大幅に低い値で安定した状態が続いています。

(ク)アスベスト

一般環境大気測定局の松ヶ江、北九州、企救丘、若松及び黒崎局で測定を行いました。年平均値の全市平均値は0.08本/lと低い値でした。

(カ)優先取組物質

a. 調査目的

環境大気中から低濃度ではあるが一部の大気汚染物

質が検出されていることが報告されており、その長期暴露による健康被害が懸念されています。このため、物質の有害性や大気環境濃度から見て健康リスクが高いと考えられる優先取組物質(平成8年10月中央環境審議会答申22物質)について、大気汚染の状況を把握するため、環境大気中の濃度調査を平成9年10月から実施しています。

b. 調査内容

平成9年2月に環境省から示された「有害大気汚染物質モニタリング指針」に基づき、分析法が示されている優先取組物質17物質(ベンゼン等4物質及びダイオキシン類を除く)について、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町局の4箇所、毎月1回測定を行いました。

指針値が示されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン及びマンガン及びその化合物の全ての物質において指針値を満たしていました。

Ⅰ. 緊急時の措置

本市では、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置として、光化学オキシダントに関する注意報等の発令基準、周知方法、ばい煙排出量の削減要請等を規定した「北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱」(昭和59年7月1日施行)を策定しています。

平成26年度は「注意報」の発令はありませんでした。微小粒子状物質については、平成25年3月より、国の暫定指針に基づき、濃度が1日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予想されるとき、福岡県が「注意喚起」を行うこととなりました。

平成26年度は、平成27年3月22日、北九州局、戸畑局、西本町局で、1日平均が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える恐れがあると判断されたことから、福岡県が本市を含む北九州地域に制度開始以来初めて、「注意喚起」を発令しました。

(2) 発生源対策

ア. 概況

大気汚染防止法(以下「法」という。)では、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制等を定めています。また、北九州市公害防止条例(以下「条例」という。)では、法の対象より小規模のばい煙に係る施設の規制等について定めています。

法と条例に基づき、工場・事業場に対して、大気汚染物質排出の規制・指導を実施しています。

(ア)硫黄酸化物規制

法・条例による規制には、施設ごとに排出口の高さに応じて排出量を規制するK値規制と、工場・事業場全体の排出量を規制する総量規制、使用する燃料の硫黄含有率を規制する燃料規制があります。

K値は、地域ごとに定められており、本市は全国で2番目に厳しいレベルとなっています。

総量規制は、昭和49年11月に、北九州市及び苅田町の区域が硫黄酸化物にかかる総量規制地域に指定され、昭和51年12月、総量規制基準及び燃料使用基準が告示されました。1時間当たりの原燃料使用量が重油換算値で1kL以上の工場・事業場については、工場・事業場ごとに排出する硫黄酸化物の量を規制する総量規制基準が定められ、50L以上1kL未満の工場・事業場については、使用する燃料に含まれる硫黄分を0.6%以下とする燃料使用基準が定められています。

さらに、本市は法による総量規制を補完するため、市内主要工場との間で、1社あたりの最大着地濃度を0.007ppm以下とする硫黄酸化物に係る公害防止協定を締結しています。

(イ)窒素酸化物規制

法では、窒素酸化物の排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、これと同時に濃度を薄めて排出することを防ぐため、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

また、本市では、昭和59年12月に、法に基づく全国一律の規制基準のみでは将来にわたって環境基準を維持することは困難であるとの考えから「北九州市における窒素酸化物対策の基本方針」を策定し、昭和60年3月には、これを具体化した「北九州市窒素酸化物対策指導要綱」を制定しました。

(ウ)ばいじん規制

法及び条例では、ばいじん排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、窒素酸化物と同様に、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

(エ)その他の有害物質規制

法は、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウムとその化合物、塩素と塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素及び鉛とその化合物について排出基準を定めています。

(オ)揮発性有機化合物(VOC)規制

揮発性有機化合物(VOC)は、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質等の生成原因物質の一つです。工場などからのVOC排出を抑制するため、平成18年4月に法で排出基準が定められました。VOC排出量削減については、法規制と事業者の自主的取組による排出・飛散抑制を組み合わせること(ベストミックス)により、図られています。なお、環境省によれば、全国のVOC排出量は平成12年度から平成22年度までに4割以上削減されています。

(カ)一般粉じん規制

法は、物の破碎、選別等の機械的処理や鉱物及び土石の堆積に伴い発生又は飛散する粉じんを「一般粉じん」として、一般粉じん発生施設の種類ごとに「構造並びに使用及び管理基準」を定めています。

(キ)特定粉じん規制

法は、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある粉じんを「特定粉じん」として定めており、現在、石綿(アスベスト)がその規制対象物質となっています。

建築物の吹付けアスベスト除去などの特定粉じん排出等作業については、作業場を隔離するなど飛散防止のための「作業基準」が定められています。また、平成25年6月に法が改正(平成26年6月施行)され、解体等工事を行う場合、その受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられました。

(ク)指定物質抑制基準

法は、有害大気汚染物質の中から「排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質」(指定物質)として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを指定し、指定物質抑制基準を定めています。

(ケ)北九州市アスベスト対策連絡会議

本市では、庁内の関係課で組織する「北九州市アスベスト対策連絡会議」を平成元年9月1日に設置し、相互に連携を図りながら、アスベスト対策に取り組んでいます。

Ⅱ. 取組状況

■立入検査

工場・事業場への立入検査は、大気汚染防止法第26条、ダイオキシン類対策特別措置法第34条、北九州市公害防止条例第21条、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条の規定に基づき実施しています。立入検査においては、ばい煙発生施設及び一般粉じん



発生施設等について、施設の管理状況及び自主測定の結果を確認するとともに、公害防止管理者等の職務遂行状況を検査し、発生源自主監視体制の強化を指導しています。また、大規模なばい煙発生施設については、煙道排ガス等の

測定を実施し、排出基準の適合状況等进行检查しています。この他、夜間等の時間外パトロールを必要に応じ実施しています。

◆平成 26 年度立入検査の実施状況

種 別		工場・事業場数	施設数	
届出内容等検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	162	955
		一般粉じん発生施設	41	661
		特定粉じん作業（養生確認）	24	
		揮発性有機化合物排出施設	12	34
	北九州市公害防止条例（ばい煙）	21	59	
	ダイオキシン類対策特別措置法	14	20	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	88			
煙道排ガス等測定	大気汚染防止法	燃料中の硫黄分	12	15
		窒素酸化物	13	17
		硫黄酸化物	7	12
		ばいじん	7	11
		有害物質	5	5
		特定粉じん作業	1	
		揮発性有機化合物排出施設	4	4
	ダイオキシン類対策特別措置法	5	5	
苦情その他立入検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	1	1
		一般粉じん発生施設	0	0
		特定粉じん作業	0	
		揮発性有機化合物排出施設	0	0
	北九州市公害防止条例（ばい煙）	0	0	
ダイオキシン類対策特別措置法	0	0		
その他	1			
行政指導件数		7	10	

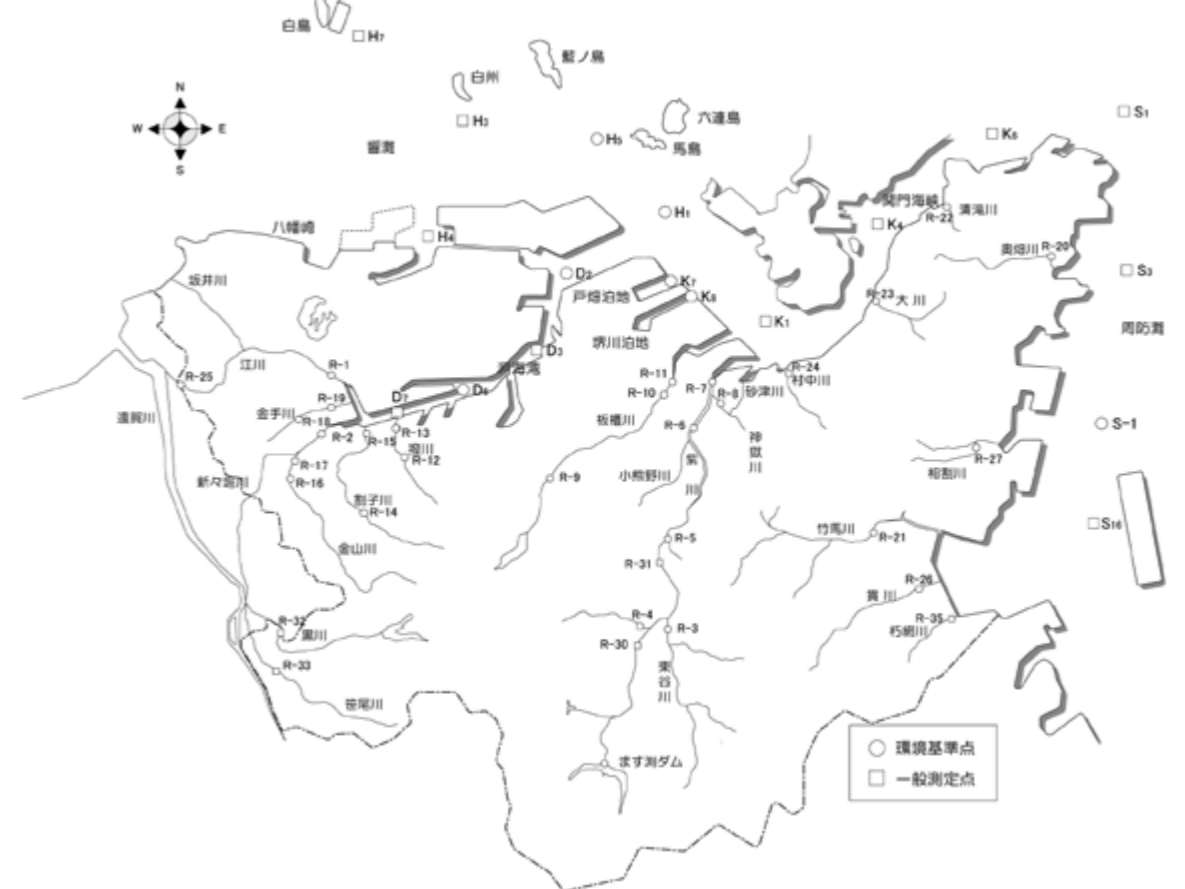
4. 水環境の保全

(1) 水環境の現況

本市の公共用水域における水質の状況は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準の設定や瀬戸内海環境保全

特別措置法等に基づく工場・事業場に対する規制、さらには公共下水道の整備等の施策の実施により、改善されています。公共用水域の水質、底質及び生物調査等の結果は、次のとおりです。

◆平成 26 年度 河川・海域及び湖沼水質測定地点



河川環境基準点	河川一般測定点	海域測定地点
R-1 栄橋	R-30 ハヶ瀬橋	水域名 地点名 類型
R-2 本陣橋	R-31 桜橋	洞海湾 D2 B
R-3 加用橋	R-32 うめざき橋	D3 C
R-4 御園橋	R-33 堀川合流前	D4
R-5 志井川下流点	R-35 新貝橋	H1 A
R-6 紫川取水堰		H2
R-7 藤山橋		H3
R-8 巨通橋		H4
R-9 指場取水堰		H5
R-10 境橋		H6
R-11 新港橋		K1 A
R-12 旧厚生年金病院橋の橋		K2
R-13 JR引込線橋の橋		K3 C
R-14 的場橋		K4 C
R-15 JR鉄橋下		S1
R-16 剛松井堰		S2
R-17 新々堀川合流前		S-1 A
R-18 矢戸井堰		S16
R-19 洞北橋		
R-20 宮前橋		
R-21 新開橋		
R-22 暗渠入口		
R-23 大里橋		
R-24 村中川橋		
R-25 江川橋		
R-26 神田橋		
R-27 恒見橋		



ア. 河川

(ア) 環境基準の類型指定

市内には、1級河川8、2級河川19、準用河川24及び普通河川208の河川があります。現在、水質汚濁に係る環境基準の類型指定が行われ環境基準が設定されている河川は16河川です。

(イ) 監視測定

平成26年度における河川の監視測定は、16河川の環境基準点(27地点)及び4河川の一般測定点(5地点)の32地点で実施しました。一般測定点は、環境基準点を補完する目的で設けています。

(ウ) 水質の現況

平成26年度の河川の調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム、全シアン等の27項目について環境基準点及び一般測定点の26地点で年1回調査した結果、ほう素及びふっ素を除く25項目については、全地点で環境基準に適合していました。

ふっ素は4地点、ほう素は9地点で、環境基準を超過しましたが、これらの地点は、感潮域で海水中に含まれるふっ素及びほう素の影響を受けています。

b. 生活環境項目

河川の代表的な水質指標であるBODの測定結果は、次表のとおり全環境基準点において、環境基準に適合していました。

c. 要監視項目

今後の環境基準への移行を踏まえた要監視項目(クロロホルム等26項目)について、環境基準点及び一般測定点のうち11地点において年1回測定した結果、ウランが1地点で指針値を超過しました。超過地点は感潮域であることから、超過の原因は、海水中に存在する天然ウランによる自然由来と考えられます。

(ク) 河川浄化対策連絡会議

下水道の普及等に伴い河川の浄化が進むにつれて、河川の環境への市民の関心が高まり、市民から汚水・油等による河川の汚染や、魚類のへい死等の苦情・通報が寄せられるようになりました。本市では昭和60年に関係部局・各区役所と福岡県北九州県土整備事務所とで組織する「北九州市河川浄化対策連絡会議」を設置し、相互に連携しつつ苦情・通報に対し迅速に対応しています。

◆平成26年度 河川のBOD調査結果 (単位: mg/l)

区分	河川名	測定地点名	環境基準		BOD 75%値	適否
			類型	基準値		
環境基準点	江川	栄橋	D	8	1.2	○
		江川橋	C	5	1.1	○
	新々堀川	本陣橋	C	5	1.0	○
		加用橋	A	2	0.5	○
	紫川	御園橋	A	2	<0.5	○
		志井川下流点	A	2	<0.5	○
		紫川取水堰	A	2	0.6	○
		勝山橋	B	3	0.6	○
	神嶽川	巨過橋	B	3	0.7	○
	板櫃川	指場取水堰	A	2	<0.5	○
		境橋	A	2	0.5	○
		新港橋	B	3	0.6	○
	撥川	旧厚生年金病院横の橋	B	3	<0.5	○
		JR引込線横の橋	C	5	0.7	○
	割子川	的場橋	B	3	0.7	○
		JR鉄橋下	D	8	1.9	○
金山川	則松井堰	C	5	1.5	○	
	新々堀川合流前	C	5	0.7	○	
金手川	矢戸井堰	B	3	0.7	○	
	洞北橋	D	8	1.0	○	
奥畑川	宮前橋	A	2	<0.5	○	
竹馬川	新開橋	D	8	1.9	○	
清滝川	暗渠入口	A	2	<0.5	○	
大川	大里橋	B	3	0.6	○	
村中川	村中川橋	B	3	0.7	○	
貫川	神田橋*	B	3	<0.5	○	
相割川	恒見橋	B	3	0.6	○	
一般測定点	紫川	八ヶ瀬橋	A	2	0.5	○
		桜橋	A	2	<0.5	○
	黒川	うめざき橋	—	—	0.5	—
	笹尾川	堀川合流前	—	—	1.4	—
朽網川	新貝橋	—	—	1.2	—	

*代替として善(くつわ)橋で採水

イ. 湖沼

(ア) 環境基準の類型指定

本市内の湖沼(ます淵貯水池)について、平成15年3月31日に水質汚濁に係る環境基準の類型指定及び環境基準の設定が行われました。

(イ) 監視測定

平成26年度における湖沼の監視測定は、1環境基準点(ダムサイト)で実施しました。

(ウ) 水質の現況

平成26年度の水質測定結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム等27項目について、年1回測定した結果、環境基準(健康項目)に適合していました。

b. 生活環境項目

(a) COD
代表的な水質指標であるCODの調査結果は、下表のとおり、環境基準(生活環境項目)に適合していました。

◆平成26年度 湖沼のCOD調査結果 (単位: mg/l)

水域	類型	達成期間	環境基準	75%値	適否
ます淵ダム貯水池(全域)	湖沼A	直ちに達成	3以下	2.1	○

(b) 全燐

全燐は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆平成26年度 湖沼の全燐調査結果 (単位: mg/l)

水域	類型	達成期間	環境基準	平均値	適否
ます淵ダム貯水池(全域)	湖沼II	直ちに達成	0.01以下	0.010	○

c. 要監視項目

クロロホルム等26項目について、年1回測定した結果、指針値以下でした。

ウ. 海域

(ア) 環境基準の類型指定

本市周辺の海域は、洞海湾及びその近接水域には4環境基準点、響灘水域には2環境基準点、周防灘水域には1環境基準点があり、それぞれ環境基準が設定されています。

(イ) 監視測定

平成26年度における海域の監視測定は、環境基準点(7地点)及び一般測定点(11地点)の18地点で実施しました。

(ウ) 水質の現況

平成26年度の海域の調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

25項目について、環境基準点及び一般測定点(2地点)の9地点で年1回測定した結果、全地点で環境基準に適合していました。

b. 生活環境項目

海域の代表的な水質指標であるCODの測定結果は、右上表のとおり全環境基準点で環境基準に適合していました。周防灘の一般測定点であるS3及びS16のCODが環境基準不適合となった要因としては、閉鎖性水域である瀬戸内海の一部であるため、植物プランクトンの増殖や底泥の巻上げの影響を受けやすいことが考え

られます。

◆平成26年度 海域のCOD調査結果 (単位: mg/l)

区分	水域名	測定地点	環境基準		COD 75%値	適否
			類型	基準値		
環境基準点	洞海湾	D2	B	3	2.3	○
		D6	C	8	2.9	○
	響灘	H1	A	2	1.6	○
		H5	A	2	1.6	○
	戸畑泊地	K7	C	8	1.7	○
	堺川泊地	K8	C	8	1.6	○
周防灘	S-1	A	2	2.0	○	
一般測定点	洞海湾	D3	C	8	2.0	○
		D7	C	8	2.6	○
	響灘	H3	A	2	1.6	○
		H4	A	2	1.5	○
		H7	A	2	1.5	○
	関門海峡	K1	A	2	1.7	○
		K4	A	2	1.7	○
		K6	A	2	1.8	○
	周防灘	S1	A	2	1.9	○
		S3	A	2	2.1	×
		S16	A	2	2.1	×

c. 全窒素及び全燐

全窒素及び全燐の環境基準の適合状況の判定は、水域の年間平均値で判定します。洞海湾水域、響灘及び周防灘水域は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆平成26年度 海域の全窒素及び全燐の測定結果 (単位: mg/l)

指定水域名	類型	達成期間	環境基準点	全窒素及び全燐基準値	平均値	適否
洞海湾	IV	イ	D2 D6 K7 K8	全窒素1以下	0.74	○
				全燐0.09以下	0.034	○
響灘及び周防灘(二)	II	イ	S-1	全窒素0.3以下	0.16	○
				全燐0.03以下	0.020	○
響灘及び周防灘(ホ)	II	イ	H1 H5	全窒素0.3以下	0.16	○
				全燐0.03以下	0.018	○

d. 要監視項目

クロロホルム等26項目について、環境基準点及び一般測定点の9地点で年1回測定し、ウランを除く全ての項目で指針値以下でした。ウランは全調査地点で検出され、全ての地点で指針値を超過していましたが、海水中に存在する天然ウランの濃度と同程度でした。

工. 海水浴場

市民の健全なレクリエーションの場である海水浴場について、昭和49年から海水浴シーズン前とシーズン中に水質調査を実施しています。本調査は、環境省の要請により全国の主要海水浴場を対象に行われています。本市における平成26年度調査結果は、環境省が定めた判定基準では、岩屋海水浴場、脇田海水浴場ともに、シーズン前は「水質AA」、シーズン中は「水質A」でした。

◆平成26年度 海水浴場水質調査結果

水浴場	期間	pH	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	判定
岩屋	シーズン前	8.2	2未満 (不検出)	1.1	水質AA
	シーズン中	8.3	10	1.8	水質A
脇田	シーズン前	8.2	2未満 (不検出)	1.2	水質AA
	シーズン中	8.2	29	2.0	水質A

(注) 数値は12検体(3地点×2回/日×2日)の平均である。

■海水浴場調査



オ. 地下水

平成9年3月に、地下水の水質の汚濁に係る環境基準が設定されました。平成26年度は、地域の地下水質の概況を把握するための概況調査、汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺調査、汚染井戸を継続的に監視するための継続監視調査を行いました。井戸所有者には結果を通知し、環境基準を超過した井戸については、飲用しないように指導しました。

(ア)概況調査

平成26年度は、市内の全体的な地下水質の概況を調査するため、10地区の井戸(各地区1井戸)を対象に調査を実施しました。

その結果、3地区の井戸で環境基準を超過しました。

(イ)汚染井戸周辺地区調査

本調査は、概況調査の結果、環境基準を超過した項目について、汚染が判明した井戸の周辺の地域で調査を実施しました。

■若松区東二島地区

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について9井戸を調査した結果、すべての井戸で環境基準に適合していました。

■小倉北区神岳地区

塩化ビニルモノマーについて3井戸を調査した結果、1井戸で環境基準を超過しました。

■門司区吉志地区

ひ素について5井戸を調査した結果、3井戸で環境基準を超過しました。

(ウ)継続監視調査

平成26年度は、平成25年度に調査を実施した21井戸について調査しました。

四塩化炭素が1井戸で、1,2-ジクロロエチレンが1井戸で、テトラクロロエチレンが8井戸で、塩化ビニルモノマーが1井戸で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が8井戸で、ひ素が2井戸で環境基準を超過しました。

主な検出物であるテトラクロロエチレンは、かつてドライクリーニングなどで多く使用されていました。1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーは、テトラクロロエチレンが土の中で分解し生成したものと考えられます。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、過剰な施肥や、家畜ふん尿の不適切な処理などが原因と推定されます。

◆平成26年度 地下水質調査結果

項目名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査			継続監視調査		
	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数
カドミウム	10	0	0						
全シアン	10	0	0						
鉛	10	0	0						
六価クロム	10	0	0						
ひ素	10	2	1	5	4	3	2	2	2
総水銀	10	1	0						
PCB	10	0	0						
ジクロロメタン	10	0	0						
四塩化炭素	10	0	0				10	1	1
1,2-ジクロロエタン	10	0	0						
1,1-ジクロロエチレン	10	0	0				10	0	0
1,2-ジクロロエチレン	10	1	0				10	3	1
1,1,1-トリクロロエタン	10	0	0						
1,1,2-トリクロロエタン	10	0	0						
トリクロロエチレン	10	0	0				10	4	0
テトラクロロエチレン	10	1	0				10	9	8
1,3-ジクロロプロペン	10	0	0						
チウラム	10	0	0						
シマジン	10	0	0						
チオベンカルブ	10	0	0						
ベンゼン	10	0	0						
セレン	10	2	0						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	8	1	9	8	0	8	8	8
ふっ素	10	8	0					1	1
ほう素	10	4	0						
塩化ビニルモノマー	10	1	1	3	1	1	10	2	1
1,4-ジオキサン	10	0	0						
井戸数	10	10	3	17	13	4	21	21	19

(注) 超過井戸数：環境基準に定める値を超過した井戸数

カ. 紫川の生物学的な水質調査

昭和49年から市内の代表的な河川である紫川について、底生生物の調査を行っています。

て、底生生物の調査を行っています。

(ア)調査方法

調査方法は、生物指数(BI)α法(ベッカー津田法)で行いました。

ベッカー津田法とは、理化学分析のみでは把握できない長期間にわたる平均的な水質を、川に棲む底生生物相から判定するもので、環境条件の良い場所は生物の種類が多く、条件が悪くなると種類数が減少する生物学の原則に基づく調査法です。また、生物多様性指数の一つである汚濁指数(PI)法も併用し水質判定を行いました。

(イ)調査結果

調査は、紫川の5地点で行いました。調査結果は、最上流点では、底生生物の出現種類数が38種類で、「きれい」という汚濁指数を示しました。その他の調査地点では、出現種類数が20種類から38種類で「きれい」から「少し汚い」という汚濁指数を示しました。

採取された水生生物は、全地点で61種類確認され、個体数が多かったのは、巻き貝のカワニナ及び昆虫類のトビケラでした。

キ. 海域プランクトン調査

富栄養化した海域では、プランクトンが、水中の栄養分を摂取して増殖し、異常繁殖します。この結果、海域のCODが増加することが知られています。したがってプランクトン調査は、その海域の栄養状態を把握することができ、理学的な水質調査とともに環境監視に重要な指標になっています。

(ア)調査地点

洞海湾内で2地点、響灘及び周防灘で各1地点の環境基準点で調査を行いました。

(イ)調査結果

プランクトンの出現状況を調査した結果、洞海湾内では、7月から11月にかけて一時的に、植物プランクトンで海水が着色するまで増殖したことがありました。この赤潮による被害は特に認められませんでした。

ク. 海域底質調査

(ア)調査目的

本市周辺海域の底質については、昭和47年度からその状況を把握するために適宜調査してきましたが、平成3年度から毎年実施し、底質中の水銀等健康項目の状況の推移を監視しています。平成5年度からトリブチルスズ化

合物(TBT)とトリフェニルスズ化合物(TPT)の調査も行って

(イ)調査地点

洞海湾及びその近接水域の4環境基準点及び周防灘の1環境基準点の計5環境基準点で実施しました。

(ウ)調査対象物質

総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、シアン化合物、PCB、TBT、TPT、乾燥減量、強熱減量、全窒素、全磷、COD

(エ)調査結果

成分試験及び溶出試験は、例年と同程度の濃度でした。

ケ. 海域の有機スズ化合物調査結果

有機スズ化合物による海域汚染の状況を把握するため、平成4年度からトリブチルスズ化合物(TBT)とトリフェニルスズ化合物(TPT)の水質調査を実施しています。

(ア)調査地点

7環境基準点及び2一般測定点の計9地点で実施しました。

(イ)調査結果

両物質とも平成3年に環境庁が暫定的に設定した水質評価の目安(水域の利用状況等に応じて、0.01μg/l以下又は0.1μg/l以下)に適合していました。

コ. 水質汚濁防止対策

(ア)法・条例による規制

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定事業場からの排水水について規制を行っています。また、法を補完するものとして、条例を制定し、法対象外の工場・事業場についても規制を行っています。

規制強化の措置として、水質汚濁防止法により、全国一律の排水基準では環境基準を達成することが困難な水域においては、都道府県知事が条例で、より厳しい上乗せ規制を設定できるものとされています。本市では、洞海湾、響灘、関門海峡及び周防灘を含めた瀬戸内海並びに遠賀川水域及び筑前海域について上乗せ排水基準が設定されています。

平成27年3月31日現在の特定事業場数及び特定施設数は、水質汚濁防止法対象の事業場169、特定施設521、瀬戸内海環境保全特別措置法対象の特定事業場



54、特定施設 999 です。

また、北九州市公害防止条例対象の指定事業場数は 3、指定施設数は 4 です。

(イ)水質総量規制

水質総量規制は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であり、排出基準のみによっては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源からの汚濁負荷量について総合的・計画的に削減を進めることを目的とした制度です。平成 23 年 6 月に環境大臣が策定した第 7 次総量削減基本方針を受けて、平成 24 年 2 月に福岡県は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定しました。

本市では汚濁負荷量削減を図るため、総量規制基準適用工場への監視・指導を行っています。

(ウ)地下水汚染防止対策

本市では、水質汚濁防止法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を使用している工場・事業場に対し、地下水汚染防止について指導・監視を行っています。法では、汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質浄化に係る措置命令等が定められています。平成 24 年 6 月 1 日に施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質による地下水汚染の未然防止のための規定が設けられました。

(エ)事故時の措置

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により事故時の措置及び事故の状態や措置の概要に関する市への届出が義務づけられています。事故時の措置の対象は、当初有害物質及び油でしたが、平成 23 年 4 月の水質汚濁防止法の改正により、生活環境項目及び指定物質が追加されました。また、福岡県の定める条例により水質汚濁防止法の特定事業場以外の工場・事業場についても事故時の措置等が定められています。

(オ)立入検査

工場及び事業場に対しては、水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準の遵守状況に関する排水検査及び汚水処理施設の維持管理状況等に関する確認検査を実施しています。

平成 26 年度の立入検査事業場数は、延べ 154 事業場です。



(2) 水循環の保全

ア. 下水道の整備

下水道は、都市の快適な居住環境の整備と公共用水域の水質保全に欠かすことのできない生活基盤施設です。本市では、第 1 次下水道整備五箇年計画の初年度に当たる昭和 38 年度末での下水道普及率は、わずか 1%弱でしたが、平成 17 年度末には下水道普及率は 99.8%に達し、汚水整備については概成しました。

現在、処理施設として 5 浄化センターが稼働しており、1 日当たり約 40 万 m³の汚水を処理しています。

◆人口普及率 [各区分別] (平成 26 年度末)

	行政区域内人口	処理域内人口	普及率
門司区	103,075 人	102,823 人	99.8%
小倉北区	180,428 人	180,078 人	99.8%
小倉南区	214,654 人	214,449 人	99.9%
若松区	85,297 人	83,993 人	98.5%
八幡東区	70,210 人	70,154 人	99.9%
八幡西区	258,994 人	258,843 人	99.9%
戸畑区	59,137 人	59,137 人	100.0%
全市域	971,795 人	969,477 人	99.8%

※人口は住民基本台帳人口の数値

■合流式下水道の改善

初期に下水道整備に着手した地区は、汚水と雨水を同じ管で排除する合流式下水道で整備されています。

合流式下水道は、雨天時に汚水の一部が未処理で川や海に放流されているため、放流先の汚濁負荷を軽減し、水環境を保全する改善事業に取り組んでいます。

■水洗化促進の制度

下水道法では、水洗化促進のため処理区域の告示後、生活排水等は遅滞なく公共下水道につなぐこととし、便所は 3 年以内に水洗便所に改造することを義務づけています。

本市においては、個人の排水設備及び水洗化改造工事に対し、助成金及び貸付金制度を設けているほか、私道公共下水道等の制度を設け、水洗化の促進に努めています。

- 水洗便所改造助成金・貸付金制度
水洗化工事費の一部助成・貸付を行う
- 水洗化普及相談員制度
未水洗家屋の家庭を訪問し、水洗化の指導と勧奨を行う
- 水洗化あっせん委員制度
水洗化に関するトラブルが生じた場合、仲介を引き受ける
- 共同排水設備等設置助成制度
市民が共同で利用する排水設備等の設置には、設置工事費の一部を助成する
- 低地汚水ポンプ設備等設置助成制度
公共下水道に接続できない低地家屋には、汚水ポンプ設備等の設置工事費の一部を助成する
- 私道公共下水道設置制度
私道にも公共下水道を設置する基準をつくり、町ぐるみの水洗化を促進する
- 排水設備指定工事店制度
排水設備の新設等の工事は、条件を満たしている、市が指定した工事施行業者でなければ施行できない
- 排水設備責任技術者
排水設備指定工事店には、資格を持った責任技術者を必ず置く

イ. 水質管理

(ア)水質の状況

下水道の普及とともに、それまでの未処理のまま川や海へ流されていた家庭等の汚水が、浄化センターで処理されて放流されることになり、公共用水域の水質は向上してきました。

このように、浄化センターの役割は水質保全の上で非常に大きいものがあります。

平成 26 年度の各浄化センターの放流水は、法に基づく排水基準に適合していました。

(イ)工場排水の監視・指導状況

浄化センターへの有害物質等の流入を防止するため、特定事業場を中心に監視・指導を行っています。平成 26 年度末現在、特定事業場は 837 社で、非特定事業場を含め、その中から 503 社を監視対象に選び、採水を含めて 760 回の立入検査を行いました。

水質検査は延べ 533 社について実施し、違反事業場に対しては、行政指導 (14 件) により改善を行わせました。(以上速報値)

5. 土壌汚染対策

(1) 背景

土壌汚染は、地下水汚染とともに、新たな問題として、その対策が重要な課題となっています。市街地等においては、工場・事業場等跡地の再開発の際に土壌汚染が判明する事例が増加し、社会的関心が高まっています。

土壌については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成 3 年に「土壌の汚染に係る環境基準 (以下、土壌環境基準という)」が設定されています。

また、それまで農用地以外の市街地等については土壌汚染対策に関する法制度がなかったことから、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的として、平成 14 年 5 月 29 日に「土壌汚染対策法」が公布され、平成 15 年 2 月 15 日より施行されました。

法の施行から 5 年が経過し、同法の見直しを行うために、平成 19 年 6 月に「土壌環境施策に関するあり方懇談会」が設置され、平成 20 年 3 月に同懇談会により「土壌環境施策に関するあり方」が報告されました。同年 6 月「中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会」が設置され、同年 12 月に同審議会から「今後の土壌汚染対策のあり方について」が答申されました。この答申を踏まえて改正された土壌汚染対策法が平成 21 年 4 月 24 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。

(2) 土壌環境基準

平成 3 年 8 月、公害対策基本法昭和 42 年法律第 132 号) 第 9 条(現行、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号) 第 16 条)の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として土壌環境基準が告示(平成 3 年環境庁告示第 46 号)されました。この告示の中で、土壌環境基準の項目として、カドミウム、シアン等 10 項目の有害物質が定められました。

さらに、平成 5 年 3 月の水質環境基準の一部改正に合わせ、平成 6 年 2 月には新たにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等 15 項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壌環境基準が強化され、また、平成 13 年 3 月には、ふっ素及びほう素について土壌環境基準が追加されました。

また、平成 11 年 12 月、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が告示されました(平成 11 年環境庁告示第 68 号)。

本市では、平成 11 年度から土壌中のダイオキシン類の



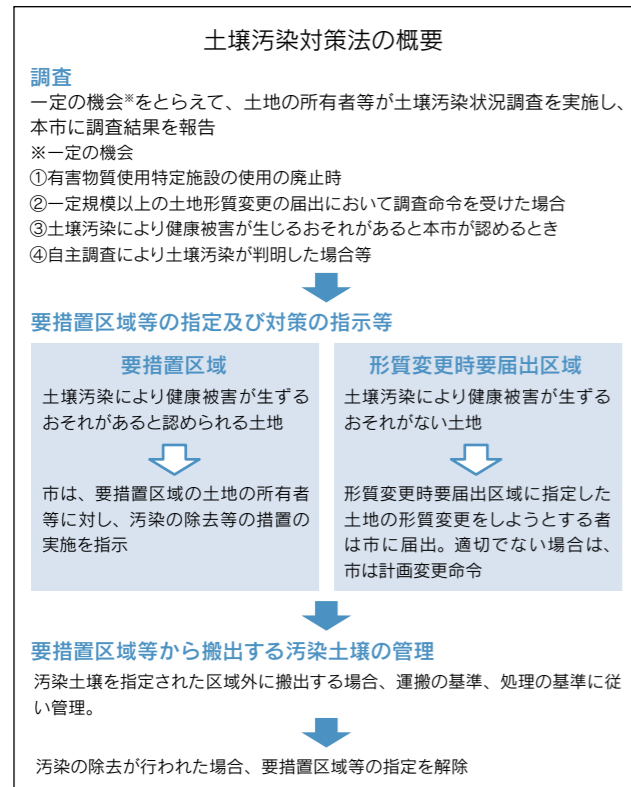
調査を行っています。

(3) 土壤汚染対策の状況

ア. 土壤汚染対策法

土壤汚染対策法は、土壤の汚染状況を把握するため、一定の機会をとらえて土地所有者が調査を行い、土壤汚染による人への健康被害のおそれがある場合は措置を講ずることを定めています。

平成 22 年 4 月 1 日に施行された改正土壤汚染対策法では、3,000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出や汚染土壤処理業の許可制度等が新たに規定されました。

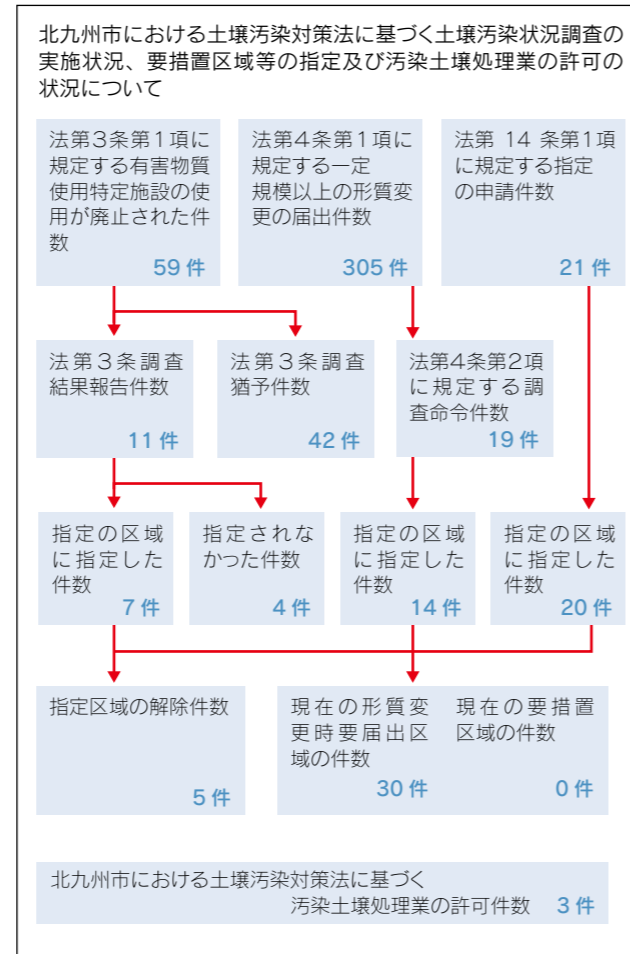


イ. 土壤汚染対策指導要領

本市では、昭和 63 年 4 月に「北九州市における工場・事業場及びその跡地の土壤汚染対策指導要領」を策定しました。その後、「土壤の汚染に係る環境基準」や「土壤汚染対策法」が定められたことから、平成 18 年 4 月に改定しました。また、平成 23 年 10 月に土壤汚染対策法の改正を受けて改定しました。

ウ. 土壤汚染対策法の施行状況

本市における土壤汚染対策法の施行状況は次のとおりです（平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）。



6. 騒音・振動対策

(1) 概況

騒音・振動に関する公害問題は、近年の住宅過密化や、生活様式の多様化に伴い、対象が工場・事業場、建設作業及び自動車等からの騒音・振動だけでなく、深夜営業騒音及び法的規制のない低周波音や生活近隣騒音などに広がっています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の事業活動に伴い、著しい騒音・振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法及び北九州市公害防止条例により、施設を設置前に届出が義務付けられています。届出の審査や法令対象工場への立入検査により公害の未然防止を図っています。

(3) 建設作業の騒音・振動

くい打作業やプレーカーを用いたはつり作業等騒音・振動の著しい建設作業は、騒音規制法、振動規制法により、特定建設作業実施届出が義務付けられています。当該届出書の提出や随時の作業現場への立入検査の際、届出者等に対して、低騒音・低振動工法の採用や周辺住民に対する十分な説明を行うよう指導しています。

(4) 自動車の騒音

市内主要道路沿線における自動車騒音の実態把握のため、昭和 62 年度から騒音測定を行っています。平成 12 年度からは、基準値を超える騒音にばく露される住居等の戸数やその割合を把握する、いわゆる『面的評価』を行っています。

市内主要道路の測定及び評価を平成 18 年度から 22 年度までの 5 年計画で実施しました。

新たに、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年計画で市内主要道路 215 区間（総延長約 520km）の評価を行っています。

平成 26 年度は、169 区間（総延長約 423km）について環境基準の適合状況を評価しました（このうち、騒音測定を実施した区間は 25 区間です）。

その結果、評価対象となる全住居戸数 82,798 戸のうち、昼間においては 79,971 戸（96.6%）、夜間においては 79,502 戸（96.0%）、昼夜ともにおいては 78,968 戸（95.4%）が環境基準に適合していました。

評価結果については、道路管理者及び関係行政機関に通知し、道路構造の改善など騒音の減少対策について要請しています。

◆平成 26 年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数
近接空間	環境基準適合戸数	34,150	33,577	33,261	1,875	36,341
	適合率	94.0%	92.4%	91.5%	5.2%	
非近接空間	環境基準適合戸数	45,821	45,925	45,707	418	46,457
	適合率	98.6%	98.9%	98.4%	0.9%	
評価範囲全体	環境基準適合戸数	79,971	79,502	78,968	2,293	82,798
	適合率	96.6%	96.0%	95.4%	2.8%	

(注) 環境基準：昼間（6～22時）70dB以下、夜間（22～6時）65dB以下
近接空間：道路端から0～20m（2車線以下は0～15m） 非近接空間：道路端から20～50m（2車線以下は15～50m）